

保証委託約款

借主は、株式会社北海道銀行（以下銀行という）との金銭消費貸借契約について、次の各事項を承認のうえ、借主が銀行に対して負担する債務につき表記保証会社（以下保証会社という）に連帯保証を委託するものとします。

第1条（委託の範囲）

- 1.借主が保証会社に委託する保証の範囲は、銀行に別途差入れた金銭消費貸借契約証書にもとづき借主が銀行に対し負担する借入金、利息、損害金他その他一切の債務全額とします。
- 2.前項の保証は、保証会社が保証を適当と認め、これにもとづいて借主が銀行と道銀ローン取引を開始したときに成立するものとします。
- 3.前第1項の被保証債務の内容は、借主が銀行との間に締結している金銭消費貸借契約証書の各条項によるものとします。

第2条（調査）

借主は保証会社が、この保証に関して、借主の財産、収入、信用状況等を調査する事に同意するとともに、保証会社が借主に説明を求めた時は、直ちにこれに応じ調査に協力するものとします。

第3条（代位弁済）

- 1.借主が銀行との金銭消費貸借契約に違反したため、保証会社が銀行から保証債務の履行を求められたときは、保証会社は借主に対して通知、催告なくして弁済できるものとします。
- 2.借主は、保証会社が求償権を行使する場合には、この約款の各条項のほか、借主が銀行との間に締結した金銭消費貸借契約証書の各条項を適用されても異議ないものとします。

第4条（求償債権）

借主は、保証会社の借主に対する下記各号に定める求償債権について弁済の責に任じるものとします。

- (1) 前条による保証会社の出捐金。
- (2) 保証会社が弁済した翌日から年14.5%の割合（年365日の日割計算）による遅延損害金。
- (3) 保証会社がその債権保全あるいは実行のために要した費用の総額。

第5条（求償権の事前行使）

- 1.借主が下記の各号の一つにでも該当したときは、保証会社から通知、催告等がなくても第3条による代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ないものとします。
 - (1) 弁済期が到来したとき、又は被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - (2) 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生などの申立があったとき。
 - (3) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押を受けたとき。
 - (4) 支払を停止したとき。
 - (5) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
 - (6) 保証会社に対する債務のうち一つでも履行を怠ったとき。
 - (7) 保証会社のカード会員である場合、保証会社の会員規約にもとづき会員資格の取消を受けたとき。
- 2.借主は、次の場合には、保証会社の請求により、前項と同様、代位弁済前といえども求償権を行使されても異議ないものとします。
 - (1) 借主が保証会社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - (2) 前号の他、保証会社が借主に対し債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第6条（中止・解約）

- 1.保証会社が借主に対し、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも保証会社はこの保証を中止し、または解約することができるものとします。
- 2.前項により借主が保証会社から中止または解約の通知を受けたときは、借主は直ちに原債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社に負担をかけないこととします。

第7条 (通知義務)

- 1.借主又は借主の連帯保証人が、その住所、氏名、勤務先等に変更を生じ、その他の求償権の行使に影響ある事態が発生したときは、直ちに書面をもって通知し保証会社の指示に従うものとします。
- 2.借主は、保証会社が借主の財産、経営、業況、収入等について、報告を求めてきたときは、直ちに報告し、帳簿閲覧等の調査に協力するものとします。
- 3.前第1項の届出がないために、保証会社が借主または借主の連帯保証人に対して届出の郵便物宛先に送付する郵便物が延着しましたは到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとみなします。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではないものとします。

第8条 (担保)

保証会社が借主に対し、債権保全を必要とする相当の事由が生じたことにより、保証会社が借主へ担保もしくは連帯保証人の提供または変更を求めたときは、借主は遅滞なくこれに応じるものとします。

第9条 (充当の指定)

借主が保証会社に対し、本件保証による第4条の求償債務のほか他の債務を負担しているとき、借主の弁済金が債務総額を消滅させるに足りない場合は、保証会社が適当と認める順序方法により充当できることとします。

第10条 (保証料)

借主は、被保証債務の元本額に対する保証会社の定める割合の保証料を保証会社の定める方法により支払うこととします。

第11条 (費用の負担)

借主は保証会社が被保証債権保全のために要した費用ならびに第3条によって取得された権利の保全もしくは処分に要した費用を負担するものとします。

第12条 (連帯保証人)

連帯保証人は、この約款の各条項を承認のうえ、第4条の求償債務、第11条の費用償還債務の一切について、借主と連帯して履行責任を負うものとします。

第13条 (約款の変更)

- 1.保証会社が本約款の内容を変更した場合、保証会社は変更内容を借主に通知または保証会社が相当と認める方法により公表するものとします。
- 2.本約款の変更内容に関する通知または公表がされた後に、借主が本約款に係わる取引をした場合、借主がその変更内容を承諾したものとします。

第14条 (公正証書の作成)

借主は保証会社の請求あるときはただちに求償債務に関し、強制執行認諾条項のある公正証書の作成に必要な一切の手續をとることに同意するとともに、借主がその費用を負担することとします。

第15条 (管轄裁判所の合意)

この保証に関する紛争が生じたときは、保証会社本社又は保証会社営業所の所在地の裁判所を管轄裁判所とします。

第16条 (免責条項)

借主は、保証会社が証書等の印影を借主の届け出た印鑑に相当の注意をもって照合し相違ないと認めて取引されたときは、証書等の印章について偽造、変造、盗用等の事故があってもこれによって生じた損害は借主の負担とし、証書等の記載文言にしたがって借主が責任を負うものとします。

平成20年10月1日現在